

ヘルパーステーションかんべ村運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人フェニックスが開設するヘルパーステーションかんべ村（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションかんべ村
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部7丁目13番15-1-7号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者2名（常勤2名）介護福祉士2名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等行う。
- (3) 訪問介護員（常勤3名以上）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から日曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までを受付時間とし、サービス提供時間は、午前7時から午後7時までとする。（その他の時間帯は要相談）

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

身体介護
生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

通常の実業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、通常の実業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明し同意を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 事業所の通常の実施地域は、広島市安佐北区・安佐南区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情等における対応方法)

第10条 利用者からの相談又は苦情等が生じた時は、速やかに管理者に連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者に対して迅速に回答するものとする。

窓口：広島市安佐北区可部7丁目13番15-1-7号 TEL(082)812-3588
担当：檜 有香（サービス提供責任者）

(虐待防止のための措置)

第11条 利用者に対する虐待防止のため、次の事項について取り組むものとする。

- ・組織運営の健全化
- ・従業者の負担やストレスへの対応
- ・チームアプローチ、従業者間の連携
- ・職業倫理、法令遵守の意識の啓発
- ・ケアの質の向上

- ・ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
 - ・ 虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等関係機関への報告
- なお、これらの運用にあたっては、「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）を参考にする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後2ヶ月以内
- （2）継続研修 年6回
- （3）その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人フェニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程の一部を平成18年3月1日より改正する。
- この規程の一部を平成19年4月1日より改正する。
- この規程の一部を平成19年9月1日より改正する。
- この規定の一部を平成20年4月1日より改正する。
- この既定の一部を平成23年8月1日より改正する。
- この既定の一部を平成23年11月1日より改正する。
- この規定の一部を平成24年10月1日より改正する。
- この規定の一部を平成25年4月1日より改正する。
- この規定の一部を平成26年2月1日より改正する。
- この規定の一部を平成26年7月1日より改正する。
- この規定の一部を平成26年12月1日より改正する。
- この規定の一部を平成27年7月16日より改正する。
- この規定の一部を平成29年3月1日より改正する。
- この規定の一部を令和2年12月1日より改正する。
- この規定の一部を令和5年8月1日より改正する。